

○大町町個人番号の利用等に関する条例

(平成 27 年 12 月 16 日条例第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び番号法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 大町町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関をいう。
- (2) 個人番号 番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用)

第 3 条 別表第 1 の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 実施機関は、番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 別表第 2 の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第3欄に掲げる実施機関は、同表の第1欄に掲げる実施機関から、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められた場合において、当該特定個人情報を同表の第1欄に掲げる実施機関に対して提供することができる。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

実施機関	事務
町長	大町町重度心身障害者の医療費の助成に関する事務
町長	大町町子どもの医療費の助成に関する事務
町長	大町町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
町長	大町町成年後見制度利用支援事業に関する事務
町長	大町町身体障害者用自動車改造費助成事業に関する事務
町長	大町町身体障害者等訪問入浴サービス事業に関する事務
町長	大町町障害者等日常生活用具費給付事業に関する事務
町長	大町町障害者等外出支援事業に関する事務
町長	大町町障害者自動車運転免許取得費補助金に関する事務
教育委員会	大町町就学援助費の支給に関する事務

別表第2(第3条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
町長	大町町重度心身障害者の医療費の助成に関する事務	個人町民税の課税に関する情報、国民健康保険に関する情報、介護保険に関する情報

町長	大町町子どもの医療費の助成に関する事務	個人町民税の課税に関する情報、国民健康保険に関する情報、介護保険に関する情報
町長	大町町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務	個人町民税の課税に関する情報、国民健康保険に関する情報、重度心身障害者医療費に関する情報、子ども医療費に関する情報、児童扶養手当に関する情報
町長	大町町成年後見制度利用支援事業に関する事務	個人町民税の課税に関する情報
町長	大町町身体障害者用自動車改造費助成事業に関する事務	個人町民税の課税に関する情報
町長	大町町身体障害者等訪問入浴サービス事業に関する事務	個人町民税の課税に関する情報
町長	大町町障害者等日常生活用具費給付事業に関する事務	個人町民税の課税に関する情報
町長	大町町障害者等外出支援事業に関する事務	個人町民税の課税に関する情報
町長	大町町障害者自動車運転免許取得費補助金に関する事務	個人町民税の課税に関する情報

別表第3(第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	大町町就学援助費の支給に関する事務	町長	住民票に関する情報、個人町民税の課税に関する情報、国民健康保険税の減免に関する情報、国民年金の掛金の減免に関する情報、児童扶養手当に関する情報